制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。こうした大きな変化に対応するためには、証券監視委の使命を踏まえつつ、これまで以上に、証券検査の効率性と実効性の向上を追求する必要がある。

⑵　証券検査の効率性と実効性の向上を図るためには、金融商品取引業者等における法令違反行為の検証を基本としつつも、公益の確保や投資者保護を念頭に、その背景となる内部管理態勢の適切性を、業者の規模・特性を踏まえつつ、検証することも重要である。

⑶　今般のグローバルな金融危機に鑑みれば、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査等においては、財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも着目していく必要がある。

2　検討状況の公表

以上のような観点から、当プロジェクトにおいては、検査の効率性と実効性の具体的な向上策として、平成20年12月25日、以下のような方向で議論が進められていることを公表した。

【検査の予告制】

検査の予告については、検査が法令違反行為の指摘だけでなく、その背景となる管理態勢をも検証するものへと拡張するにつれ、無予告制の意義が限定的な場合も増えると考えられることから、効率性向上の観点も踏まえ、一定の場合に予告制を試行的に導入することとする。

【検査中の対話の充実】

臨店中における、検査官と金融商品取引業者等との双方向の対話を充実させる観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を実施することとする。

また、双方向の対話の充実を促し、行政の透明性を図る観点から、検査結果の講評についても、なるべく早く実施することを検討するものとする。

【検査の品質管理】

業者の規模・特性を踏まえた内部管理態勢等の適切性の検証に関し、その検査の品質を確保し、検査官の目線を統一するためにも、ミドル・オフィス（検査監理官室等）による検査官のサポート体制を強化するとともに、検査官の研修を充実させ、検査マニュアルの見直しを検討するものとする。

検査モニターについても、検査の効率性だけでなく、対話を通じた内部管理態勢等の検証等が適切に行われているか等、検査の実効性についても、必要に応じ、モニターの対象とするものとする。また、臨店終了後もアンケート方式で意見を受け付ける、オフサイト検査モニターの導入等により、モニターの機能の充実を図る。

【検査の結果】

検査結果通知については、個々の法令違反行為の分析だけではなく、その背景にある金融商品取引業者等の内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性の分析も充実させることとする。

また、処分勧告等を行うか否かの判断に際しては、結果として生じている法令違反等の行為・状況の重大性・悪質性だけでなく、その背景となった管理態勢の適切性等についても、金融商品取引業者等の規模・特性を勘案しつつ、総合的に検証することとする。

3　証券検査に関する基本指針の改正

その後、さらに議論を進めて得た結論等を踏まえ、今般、透明性の高い効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」を改正し、今後の検査実務に反映させることとしたところである。

主な改正点の概要は以下のとおりである。

・　「検査の使命」において、これまでの法令違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで内部管理やリスク管理の態勢に着目した検査を一層充実させる旨を追記し、そのための具体的留意点を証券検査の目的及び方法として明記。

・　委員会検査における予告検査の試行的実施の導入。

・　証券検査監理官によるミドル機能の強化策の追記（臨店中の検査班からの照会への対応、巡回指導、臨店期間変更の指示等）。

・　エグジット・ミーティング等検査先経営陣との意見交換の充実策の導入。

・　検査モニター制度のうち、郵送又はＥメールで受け付ける「意見受付」を具体的質問項目を定めたアンケート方式に変更。

・　検査着手当初に検査先に対して提出を求める資料の標準的な例として業態毎の「提出資料一覧」を作成。

第５　検査実績

１　検査計画及びその実施状況

⑴　平成20事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

①　第一種金融商品取引業者等

平成20事務年度においては、第一種金融商品取引業者等130業者に対する検査を計画し、実際には、142業者（第一種金融商品取引業者117業者（旧国内証券会社89業者、旧外国証券会社７業者、旧金融先物取引業者21業者）、登録金融機関25業者）に対し検査に着手した。

平成20事務年度に検査着手したもののうち、122業者（第一種金融商品取引業者97業者（旧国内証券会社76業者、旧外国証券会社４業者、旧金融先物取引業者17業者）、登録金融機関25業者）については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成19事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった24業者（第一種金融商品取引業者21業者(旧国内証券会社16業者、旧金融先物取引業者５業者)、登録金融機関２業者、金融商品仲介業者１業者）については、平成20事務年度中にすべての検査が終了している。

㈱　検査が終了したものとは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。ただし、被検査会社等の事情により検査結果通知書の交付を行わないこともある。

②　投資運用業者、投資助言・代理業者等

平成20事務年度において、投資運用業者、投資助言・代理業者（投資法人を含む。以下、本章において同じ。)70業者に対する検査を計画し、実際には、投資運用業者15業者及び投資助言・代理業者58業者の計73業者に加え、投資法人７業者について、その資産運用を行っている投資運用業者と同時に検査したことから、計80業者に対し検査に着手した。

平成20事務年度に検査着手したもののうち、投資運用業者６業者、投資法人３業者及び投資助言・代理業者40業者の計49業者については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成19事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資運用業者10業者、投資法人６業者及び投資助言・代理業者５業者の計21業者については、平成20事務年度中にすべての検査が終了している。

③　自主規制機関等

平成20事務年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関５機関に対し検査に着手した。

平成20事務年度に検査に着手した自主規制機関については、同事務年度中に検査が終了していない。

また、平成19事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった自主規制機関１機関については、平成20事務年度中に検査が終了している。

④　第二種金融商品取引業者

平成20事務年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、１業者に対し検査に着手した。

平成20事務年度に着手した１業者は、同事務年度末までに検査を終了している。

また、平成19事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった２業者については、平成20事務年度中にすべての検査が終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。